

特記仕様書

委託業務名 北大路新池改修事業計画策定業務
業務場所 大津市北大路三丁目（別添位置図参照）

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（農業農村整備編）（令和7年6月）、滋賀県農政水産部」（以下「共通仕様書」という。）「土地改良事業設計指針「ため池整備」（平成27年5月）、「土地改良事業設計指針「耐震設計」（平成27年5月）によるものとする。

ただし、本特記仕様書と共通仕様書が、重複する事項で内容が一致しない時は、本特記仕様書が優先する。

第2条（業務の目的）

北大路新池については、過年度の耐震調査にてレベル1地震動での耐震性能を有していないという結果を得たため、レベル1地震動の耐震性能を満たす堤体の標準改修断面の作成及びレベル2地震動での耐震性能の検討に必要な土質調査までを実施済みである。本業務では、過年度までに実施した業務報告書を基に、農地防災事業等補助金交付要綱における事業採択を受けるための資料として、計画概要書等（以下「ヒアリング審査資料」という。）の作成及び基本設計を行うことを目的とする。

第3条（大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

通報書は、別記様式第1号を用いるものとする。

第4条（資格要件）

管理技術者および照査技術者は、「滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件（平成30年3月26日改正）」で（農政水産部門関係）を参考に、業務 B に対応する技術者（農業土木部門）を配置すること。

なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

第5条（その他の特記事項）

1. 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ決定するものとする。

2. 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
3. 次の表の左欄に掲げる共通仕様書の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
4. 各業務の読み替えについて

(測量業務)

第 101 条第 1 項	滋賀県農政水産部	大津市
第 102 条第 1 項	滋賀県知事	大津市長
第 102 条第 3 項	職務を行う者で、契約書第 8 条第 1 項に規定する者であり、委託業務監督・検査要領第 5 に規定する	職務を行う者で、
第 102 条第 4 項	契約書第 30 条第 2 項	契約書第 2 条第 2 項
第 102 条第 5 項	契約書第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者	受注者が定めた者
第 102 条第 9 項	「滋賀県土木設計業務等委託契約書」	「委託契約書」
第 105 条第 1 項	滋賀県農政水産部耕地課の定める「滋賀県農業農村整備事業測量作業規程」	大津市の定める公共測量作業規程
第 108 条第 3 項	契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第 8 条第 2 項	監督職員の権限は、土木設計業務等委託必携（滋賀県土木交通部）滋賀県土木設計業務等委託契約書第 8 条第 2 項
第 116 条第 1 項	契約書第 13 条に定める地元関係者	地元関係者
第 117 条第 1 項	契約書第 14 条の定めに従って、監督職員	監督職員
第 118 条第 1 項	業務完了報告書	完了届
第 118 条第 4 項	滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）	大津市電子納品運用ガイドライン
第 118 条第 4 項	で正、副の 2 部提出する	について協議により提出部数を決定する
第 120 条第 1 項	契約書第 30 条第 1 項	契約書第 2 条第 1 項
第 121 条第 4 項	契約書第 30 条第 2 項に基づき検査	検査
第 124 条第 3 項	契約書第 21 条の規定に基づき、	その責めに帰すことができない事由により

第 125 条第 1 項	契約書第 19 条第 1 項の規定により、次の各号	次の各号
第 128 条第 1 項	契約書第 32 条の規定に基づき、受注者に	受注者に
第 129 条第 1 項	契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを	受注者は、契約書第 8 条に規定する承諾の有無にかかわらず、次の各号に掲げるものを
第 129 条第 4 項	滋賀県	大津市
第 130 条第 1 項	受注者は、契約書第 5 条第 5 項の定めに従い	受注者は
第 131 条第 1 項	契約書第 1 条第 5 項	契約書第 11 条
第 135 条	契約書第 11 条の規定に基づき	設計図書に定めるところにより

共通仕様書第111条第5項、第123条第1項第4号、第124条第4項、第126条及び第127条の規定は適用しない。

(土木設計等業務)

第 1101 条第 1 項	滋賀県農政水産部	大津市
第 1102 条第 1 項	滋賀県知事	大津市長
第 1102 条第 3 項	職務を行う者で、契約書第 8 条第 1 項に規定する者であり、委託業務監督・検査要領第 5 に規定する	職務を行う者で、
第 1102 条第 4 項	契約書第 30 条第 2 項	契約書第 2 条第 2 項
第 1102 条第 5 項	契約書第 9 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者	受注者が定めた者
第 1102 条第 6 項	契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者	受注者が定めた者
第 1102 条第 10 項	「滋賀県土木設計業務等委託契約書」	「委託契約書」
第 1106 条第 3 項	契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第 8 条第 2 項	監督職員の権限は、土木設計業務等委託必携（滋賀県土木交通部）滋賀県土木設計業務等委託契約書第 8 条第 2 項
第 1107 条第 4 項	契約書第 9 条第 2 項	土木設計業務等委託必携（滋賀県土木交通部）滋賀県土木設計業務等委託契約書第 9 条第 2 項

第 1108 条第 2 項	滋賀県電子納品運用ガイドライン (案)	大津市電子納品運用ガイドライン
第 1115 条第 1 項	契約書第 13 条に定める地元関係者	地元関係者
第 1116 条第 1 項	契約書第 14 条の定めに従って、監督職員	監督職員
第 1117 条第 1 項	業務完了報告書	完了届
第 1117 条第 4 項	滋賀県電子納品運用ガイドライン(案)	大津市電子納品運用ガイドライン
第 1117 条第 4 項	で正、副の 2 部提出する	について協議により提出部数を決定する
第 1119 条第 1 項	契約書第 30 条第 1 項	契約書第 2 条第 1 項
第 1120 条第 4 項	契約書第 30 条第 2 項に基づき検査	検査
第 1121 条第 1 項	契約書第 17 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 28 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力	「予期することのできない特別な状態」とは天災その他の不可抗力
第 1121 条第 2 項	契約書第 17 条、第 18 条及び第 20 条の規定に基づく設計図書の変更	設計図書の変更
第 1122 条第 1 項	契約書第 29 条の規定に基づき委託料	委託料
第 1123 条第 3 項	契約書第 21 条の規定に基づき、	その責めに帰すことができない事由により
第 1124 条第 1 項	契約書第 19 条第 1 項の規定により、次の各号	次の各号
第 1125 条	契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について	契約書に規定する一般的損害、契約書に規定する第三者に及ぼした損害について
第 1126 条	(1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について	(1) 契約書に規定する一般的損害、契約書に規定する第三者に及ぼした損害について
第 1126 条	(2) 契約書第 39 条に規定する	(2) 契約書に規定する瑕疵責任に

	契約不適合責任に係る損害	係る損害
第 1127 条第 1 項	契約書第 32 条の規定に基づき、 受注者に	受注者に
第 1128 条第 1 項	契約書第 6 条第 1 項に規定する 「主たる部分」とは次の各号に 掲げるものをいい、受注者は、 これを	受注者は、契約書第 8 条に規定する 承諾の有無にかかわらず、次の 各号に掲げるものを
第 1128 条第 5 項	滋賀県	大津市
第 1129 条第 1 項	受注者は、契約書第 5 条第 5 項 の定めに従い	受注者は
第 1129 条第 2 項	その費用負担を契約書第 7 条に 基づき	その費用負担を
第 1130 条第 1 項	契約書第 1 条第 5 項	契約書第 11 条
第 1134 条	契約書第 11 条の規定に基づき	設計図書に定めるところにより

共通仕様書第1108条の2、第1110条第5項、第1120条第5項、第1128条第2項及び第4項の規定は適用しない。

5. 委託契約書と共通仕様書に記載されている内容以外の一般事項は次のとおりである
(測量業務)

- ①. 現場作業に先立ち、現地に立ち入る場合は、日時等を地元関係者に連絡し承諾を得た後、立ち入りを行うこと。
- ②. 測量業務に際して、立木等の伐採が必要となる場合は、事前に監督職員を通じて土地所有者等関係者の了解を得ること。また、立木等の伐採は最小限とし、むやみに伐採しないこと。
- ③. 測量業務にあたり、下記の変更が生じた場合は、双方の協議を行った上で契約内容の変更を行うものとする。
 - 1) 測量箇所数において増減があった場合
 - 2) その他基本的な事項の変更が生じた場合
- ④. 測量業務にあたり公共測量に該当する場合は、測量法に基づく手続きを適正に行うこと。

第6条（調査対象のため池諸元）

本業務における調査対象のため池諸元は、下記のとおりである。

名称	所在地	構造					重要度 区分
		種類	堤長 _(m)	堤高 _(m)	取水 施設	洪水吐	
北大路新池	大津市北大路三丁目	表面遮水型	241.0	8.4	1箇所	1箇所	AA種

第2章 業務内容

第1条（業務内容）

本業務における作業項目は、下記に示すものとする。

1. 設計業務

本業務における作業項目は、別途【別紙1ため池設計作業項目及び内容】に示すものとする。なお、簡易液状化判定法（ F_L 値法）において、 F_L 値が1未満となった場合は詳細液状化判定が必要となるので、 F_L 値が算出できた時点で監督職員と協議を行うこと。

準備作業における現地調査については1日以上行うものとする。環境基礎調査における現地調査は1日以上を2回に分けて行うものとする。

2. 測量業務本業務における作業項目を下記に示す。

【北大路新池】

- ①. 現地測量（1/500） $A=0.006 \text{ k m}^2$ 、1/500（丘陵地、耕地）
- ②. 3級水準測量 $L=2.70 \text{ k m}$ （丘陵地、都市近郊）
- ③. 中心線測量（堤体） $L=0.240 \text{ k m}$ 、@20m（丘陵地、耕地）
- ④. 縦断測量（堤体） $L=0.240 \text{ k m}$ （丘陵地、耕地）
- ⑤. 横断測量（堤体） $L=0.240 \text{ k m}$ 、@20m（丘陵地、耕地）

※現地測量については既往の調査にて北大路新池堤頂部から上流側の測量を実施済みであるため、本業務では、改修断面の設計に必要な範囲として、堤頂部から堤体法尻までの範囲を見込んでいる。

第2条（測量について）

1. 路線測量の実施箇所は、測量実施前に実施（案）を監督職員に報告のうえ了承を得ること。

第3条（示方書、参考文献）

作業に適用または準用する基準書及び参考文献等は下記のように考えており、他のものを適用する場合は監督職員の承諾を得ること。

名 称	発行元
土地改良事業計画設計基準・設計「ダム」、「水路工」	(社) 農業農村工学会
土地改良事業設計指針「ため池整備」	(社) 農業農村工学会
土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社) 農業農村工学会
新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株) 大成出版社

第4条（貸与資料等）

貸与資料は、下記のとおりである。（別途打ち合わせによる。）

- ・「令和7年度北大路新池基本設計業務」の成果品

第5条（留意事項）

設計作業上、特に留意する点は、次のとおりである。

1. 共通仕様書に示す参考図書、受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明らかにすること。また、施工上、特に注意する点を成果物に記入すること。

第3章 打合せ

第1条（打合せ）

打合せは、土木設計業務等共通仕様書第1111条により行うものとする。その時期および回数については、下記の段階で行うものとし必要に応じて随時行うものとする。

また、1回に要する時間は0.5日とする。

- ・業務着手の段階 1回
- ・業務中間作業時の段階 6回
- ・報告書原稿作成段階 1回

なお、各作業中に指示、承認または協議した重要事項については、その内容を打合せ記録簿に記録して、そのつど監督職員に提示すること。

ただし、業務中間作業時の段階での打ち合わせについては、開催回数に応じ増減し、設計変更の対象とする。

第2条（地元打合せ）

この業務では、中間打合せのうち1回は北大路新池の地元関係者を含めて行う。

地元構成員は、地元役員、関係受益者等とする。

開催時期は素図が出来た段階とする。

地元打合せの開催時期、内容などの詳細については、監督職員との協議により決定する。

第4章 成果品

第1条（成果品）

本業務は電子納品対象業務であるが、電子納品成果品のほかに従来どおりの紙資料による成果品も納入すること。提出すべき成果品及び提出部数は、下記に示すものとする。

1. 報告書の製本はA4簡易可除式ファイルとし、長期の使用に耐えるものとする。
2. 図面のサイズはA4版を原則とし、図面の右下にタイトルブロックを設けること。
タイトルブロックの様式については監督職員と協議すること。
3. 文書、表計算のデータ形式は以下のとおりとする。

ワープロ	Microsoft Word 2010 以上
表計算	Microsoft Excel 2010 以上
図面等	DXF のファイル形式

○北大路新池改修事業計画策定業務

業務報告書（打合せ記録簿、照査結果等を含む）	3部
電子媒体（CD-R）	3部
図面 A4	3部

第5章 その他

第1条（その他）

1. この特記仕様書に記載されていない事項が、発生した場合は監督職員と協議の上決定とする。
2. 受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、監督職員に提出すること。
3. 実施にあたっては、担当課と十分な連絡を行うこと。また、監督職員の指示に対しては、遅延なく対応すること。
4. 調査によって一時的に撤去する獣害柵や侵入防止柵については、受注者によって復旧を行うこと。
5. 受注者は、滋賀県及び近畿農政局のヒアリングを受けられる書式にて資料を作成すること。
6. 工程管理を的確に実施し、工期を遵守するように努めること。
7. 滋賀県の劣化調査において、本業務の対象である北大路新池は堤体からの漏水は確認されていないが、現地調査において漏水が確認された場合は、監督職員に報告のうえ漏水量を測定すること。その場合は設計変更の対象とする。

8. 環境基礎調査の現地調査については、ため池管理者と調整のうえ、時期を分けて、11月までに実施すること。
9. 令和9年2月頃に県主催の環境に係る情報協議会が開催される予定であるため、北大路新池の「ため池環境基礎調査」の項目を取りまとめ、協議会にて説明すること。
10. 本業務で作成した成果物を基に、次年度以降県及び農政局のヒアリングを受ける予定であり、その際協力を求めることがある。

別紙1 (ため池設計作業項目及び内容)

●ため池基本設計(北大路新池)

作業項目と作業内容は下記のとおりである。

作 業 項 目	数量	作 業 内 容
1. 準備作業		
1-1. 現地調査	一式	改修ため池の予定地点及び周辺の地形、地質等について設計に必要な調査を行う。
1-2. 資料の検討	一式	貸与資料を整理し、内容を把握する。
1-3. 堤体侵食率測定	一式	堤体の侵食率を測定し、写真撮影、図化を行う。
1-4. その他危険ため池の要件調査	一式	洪水吐、取水施設などの施設に関して、危険箇所の調査を行い、写真を撮影、資料の作成をする。
1-5. 被害想定検討	一式	被害想定図を作成し、被害額を算出する。
2. ため池環境基礎調査		
2-1. 資料収集	一式	当該ため池の周辺環境について、関係資料を収集する。
2-2. 現地調査(2季実施)	一式	動物、植物について現地確認調査を実施する。時期の選定については発注者と協議の上決定する。
2-3. 環境保全対策	一式	調査結果をもとに解析整理を行い、ため池の生物相について把握し、必要な対策工法を提案し、資料を作成する。
3. 設計基本計画		
3-1. 設計洪水量の検討	一式	集水面積算定後、設計洪水量を算定する。総貯水量、有効貯水量を決定する。
3-2. 現況洪水吐の水理計算	一式	現況洪水吐の水理計算を行い、排水能力を確認する。
3-3. 現況取水設備の水理計算	一式	現況取水設備の水理計算を行い、取水能力を確認する。
3-4. 設計作業の基本方針	一式	堤体・洪水吐・取水設備等の相互の関連を検討し、設計作業の基本方針を作成する。 生態系に配慮した計画を検討する。
4. 堤体の概略設計 (レベル2堤体の検討)		
4-1-1. 堤体断面の比較検討	一式	既往の調査にて作成した標準改修断面について、土地改良事業設計指針「ため池整備」に記載されている改修工法及びベントナイトシート工法等との比較

		検討を行う。
4-1-2. 入力地震動（レベル2）の設定	一式	照査に用いるレベル2地震動は、南海トラフの巨大地震による地震動と内陸活断層型地震による地震動の2つを対象とし、中央防災会議が公表している地震動 (http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/model/data_teikyou.html)等を基に、本業務のため池の位置で最も危険側に作用する解析モデルの基盤に入力する地震波を求める。
4-1-3. 二次元地震応答解析	一式	堤体の剛性と減衰ひずみ依存性を考慮した動的等価線形化応答解析などを実施して堤体の加速度と応力の応答波形を求める。
4-1-4. 地盤の液状化予想、判定（ F_L 値法）	一式	レベル2地震動におけるため池の耐震照査では、事前に基盤・堤体の液状化の発生を判定する必要がある、液状化判定は F_L 値法で行う。本業務では既往調査で判明した液状化する可能性のある土層について判定を実施する。また、考慮する地震動の大きさは、『土地改良事業設計指針「ため池整備」』p.133 3.8.1の手順に則り、上記の4-1-2、4-1-3で設定した加速度を設計水平震度に換算した値を用いて、堤体の液状化評価・照査を行う。 なお、 $F_L < 1$ の結果となった場合はレベル2地震動における詳細液状化判定を行う必要があるが、設計変更が発生した場合は適宜協議を行い、判定方法を決定すること。
4-1-5. レベル2地震動での詳細耐震照査（詳細ニューマークD法）	一式	堤体が地震動を受けて繰り返し荷重されるような状況において、堤体土の強度低下を考慮し、以下の基本機能を有している詳細ニューマークD法により、上記4-1-1で比較検討した断面について耐震照査を実施する。 ①地震時の繰り返し荷重によって、堤体土の強度低下を表すことができる。 ②地震時の間隙水圧の発生を考慮できる。 ③地震時の繰り返し荷重によって、ひずみが累積することを計算できる。

		<p>④累積変形量から堤体の変形、あるいは沈下量を算出できる。</p> <p>耐震照査については、臨界円弧の探索～せん断強度低下過程の計算～すべり変位量の計算～最大残留すべり臨界円弧の探索を行い、耐震性能を評価する。</p> <p>※解析ソフトは、SERID またはこれに準拠したものを使用すること。</p> <p>現状トライアル回数は1回を想定している。</p>
4-1-6. 耐震性能評価・照査	一式	レベル2地震動による解析結果の照査を行うとともに、堤体及び基礎地盤の耐震性能を評価する。
4-2. 付帯工の検討	一式	堤体付帯工（堤体護岸）の検討を行う。
4-3. 概略図作成	一式	平面図・縦断図・横断図・標準断面図・付帯工図を作成する。
4-4. 数量計算	一式	設計項目についての数量計算を行う。
5. 取水設備の概略設計		
5-1. 基本設計	一式	位置等の設計計画を行う。ゲート・開閉装置の概略設計を含む。
5-2. 工法の比較検討	一式	推進工法との経済比較を行い、工法を決定する。
5-3. 水理計算	一式	取水部（斜樋）、導水部（底樋）の水理計算を行う。
5-4. 概略図作成	一式	平面図、縦断図、標準断面図、構造図等を作成する。
5-5. 数量計算	一式	設計項目についての数量計算を行う。
6. 施工計画及び仮設計画		
6-1. 基本設計	一式	施工計画及び仮設計画の基本的な構想の立案を行う。
6-2. 概略図・年次工程表作成	一式	仮設工の概略図を作成する。年次工程表を作成する。
6-3. 数量計算	一式	設計項目についての数量計算を行う。
7. 計画概要書作成		
7-1. 概算事業費の算定	一式	各項目の数量計算等を基に、概算事業費の算定を行う。
7-2. 経済効果の算定	一式	1～6と7-1を基に経済効果を算定する。 ※被害想定図は「新たな土地改良の効果算定マニュアル」P307～を参照し作成すること。
7-3. 計画概要書作成	一式	事業実施に必要な計画概要表、計画概要書など採択申請資料を作成する。単価は最新のものを採用する。

7-4. 事業計画書（案）作成	一式	事業計画書（案）を作成する。 「土地改良事業の計画の概要および計画の作成について」を準用し資料を作成する。
8. 点検照査とりまとめ	一式	上記作業の点検・照査およびとりまとめを行い、報告書作成を行う。

〔 不当要求 〕
不当介入 〔 業務妨害 〕 **事案通報書**

滋賀県 警察署長 様
 大津市長 様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課	
受注者	所在地	(本社) 電話 () - FAX () -		
		(現場事務所) 電話 () - FAX () -		
	名称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者等		(通報者の職・氏名) 電話 () -	
			(対応者) 所属会社名 電話 () -	
			氏名	
		役職		
不当介入の 行為者	住所	電話 () - FAX () -		
	所属			
	役職			
	氏名			
発生日時・ 場所		令和 年 月 日 時 分頃		
		〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地) 電話 () - FAX () -		
工事件名				
不当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況		(警察への通報) 有・無		
		(通報先警察署) 滋賀県 警察署 課		
		(通報日時) 令和 年 月 日 時 分頃		

- 注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課(刑事第二課)あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付(電子メール・FAX可)すること。
- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先(再委託先)において発生した場合であっても、必ず受注者(元請負人)が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。